

第14章 建設

- 1 土 木
- 2 建 築
- 3 市 営 住 宅
- 4 空 き 家 地
- 5 公 園 緑 地

1 土 木

(1) 市道の概要 (令和5.4.1現在)

ア 道路の延長及び面積

区 分	数 量
道路延長 (実)	3,968,471 m
道路面積 (道路部)	21,389,637 m ²

イ 車道幅員別延長

規格改良済		未改良	
幅員別	延長 (m)	幅員別	延長 (m)
19.5m以上	1,167	5.5m以上	47,076
13.0m以上19.5m未満	17,414	3.5m以上5.5m未満	272,010
5.5m以上13.0m未満	626,177	3.5m未満	1,229,406
5.5m未満	1,775,321		
計	2,420,079	計	1,548,392

ウ 道路舗装延長及び舗装率

区 分	延 長 (m)
舗装延長	3,191,527
未舗装延長	776,943
合計	3,968,470
舗装率 (対実延長)	80.4%

エ 橋りょう種別及び延長

区 分	永 久 橋	石 橋	木 橋	計	延 長 (m)
数 量	1,313	2	1	1,316	14,574

※ 前記ア～エの数値等に係る資料は、道路台帳整備により作成した「道路施設現況調査」をもとにした。

(2) 交通安全施設整備状況 (年度別実績)

施設名 年度	道路反射鏡 (基)	道路標識 (基)	防護柵 (m)	道路区画線 (m)	道 照 明 路 灯 (基)	そ の 他	
平成30年度	49	0	998.1	85,316.0	2		
令和元年度	46	0	440.0	83,672.5	6	路肩整備	82.8m
令和2年度	32	0	500.2	64,348.4	1		
令和3年度	24	0	647.0	85,659.0	1		
令和4年度	14	0	350.0	125,530.0	0		

(3) 道路事業

(令5.4.1現在整備中の主な路線)

路線名等	事業着手年度	整備延長	幅員	事業実施地区	備考
市道00-065号線(泉橋通線)	平23	980m	12.5m	桂萱地区	
(都)江田天川大島線Ⅲ期	平25	500m	27.0m	上川淵地区	
市道00-196号線(小暮石井線)Ⅱ期	平27	1,200m	9.75m	富士見地区	
市道00-199号線(時沢米野線)	平28	700m	9.5m	富士見地区	
市道04-972号線 (道の駅アクセス道路)	平29	520m	12.2m	南橋地区	
市道00-101号線	平30	200m	9.2m	上川淵地区	上川淵小南
(都)南高校通線	平31	750m	14.0m	上川淵地区	
市道00-028号線ほか1路線 (群大附中通線)	平31	1,280m	8.0m	桂萱地区	
市道18-589号線	令2	140m	-	清里地区	下蟹沢川沿 い法面補修
(都)西善玉村線	令3	720m	16.0~ 17.0m	上川淵地区	
市道00-081号線(木瀬中通線)	令3	390m	10.2m	永明地区	
市道12-231号線(木瀬中通線)	令2	170m	7.00m	永明地区	
(都)木瀬城南通線Ⅱ期	令5	1320m	16.0m	城南地区	
市道00-360号線(大胡110号線)	平26	650m	14.0m	大胡地区	
市道00-182号線(宮城4号線)	平18	2,000m	8.0m	宮城地区	
市道20-3351号線ほか3路線 (宮城3351号線ほか)	平22	2,000m	8.0m	宮城地区	
市道00-398号線ほか1路線 (粕川2号線ほか)	平17	3,220m	10.0m	粕川地区	

(4) 街路事業

《令5.4.1現在整備中の都市計画道路》

路線名	延長	計画幅員 (現況幅員)	事業告示年月 日	施行年度	摘要
県庁群大線	594m	19.0m (5.0m)	平8.9.13	平8~令5	
上新田前箱田線	780m	16.0~17.0m (4.0~6.0m)	平29.9.12	平29~令10	

2 建 築

(1) 市有建築物等の営繕

市有建築物等(市営住宅・教育委員会所管を除く)の建築に伴う設計及び工事監理を行う。

ア 主な設計及び工事監理業務等

グリーンドーム前橋給水管ほか改修工事

斎場火葬炉設備改修工事

荻窪公園温水利用健康づくり施設改修実施設計業務

六供町コミュニティクラブ建設実施設計業務

前橋総合運動公園第二野球場審判控室棟新築工事 基本・実施設計業務

イ 債務負担事業

市庁舎一部改築建築主体工事(令和2～令和4年度)

市庁舎一部改築電気設備工事(令和2～令和4年度)

市庁舎一部改築機械設備工事(令和2～令和4年度)

(仮称)夜間急病診療所新築建築工事(令和4～令和5年度)

(仮称)福祉作業所新築建築工事(令和4～令和5年度)

消防庁舎空気調和設備ほか改修工事(令和4～令和5年度)

(2) 市有建築物等の保全

市有建築物等(市営住宅・教育委員会所管を除く)の保守点検並びに保全業務の企画及び実施を行う。

<主な保全業務>

大胡支所受変電設備改修工事

大胡支所給排水設備改修工事

宮城体育館軒先カバー改修及び雪止め取付工事

《市有建築物等の営繕及び保全に関する受託工事実績》

(令和4年度)

業 種 区 分		件 数	事 業 費
業 務	設 計 等	10件	39,172,000円
	調 査 等	5件	5,005,000円
	小 計	15件	44,177,000円
工 事	新 増 築	5件	1,495,484,160円
	設 備	182件	1,423,460,970円
	改 修 等	106件	229,898,948円
	小 計	293件	3,148,844,078円
合 計		308件	3,193,021,078円

※ 件数は、支出を伴わない債務負担事業を含む

※ 金額は、債務負担事業の令和4年度支出額を含む。

3 市 営 住 宅

(1) 建設戸数・市営住宅管理戸数

(令5.4.1現在)

構造別 管理開始・ 廃止年度	建設戸数									用途廃止		年度別 増減戸数	市営住宅 管理戸数
	木 造	簡 平 簡 二	中 耐 耐 二	高 耐	改 良 住 宅	改 良 住 宅 店 舗	再 開 発 住 宅	特 公 賃 住 宅	厚 生 住 宅 等	建 替 に 伴 う 除 去 戸 数	除 去 譲 渡 減 失 等		
平成28年度以前	1,266	1,226	4,468	625	191	14	22	50	52	1,799	711	—	5,404
平成29年度				56								56	5,460
平成30年度										66		△66	5,394
令和元年度											4	△4	5,390
令和2年度													5,390
令和3年度													5,390
令和4年度											10		5,380
累 計	1,266	1,226	4,468	681	191	14	22	50	52	1,865	725		5,380

(2) 本 来 家 賃

＜基準月収額158,000円以下の方の家賃算定方法＞

次表の基準月収額に対応する家賃算定基礎額に、部屋の広さ、新しさ等を考慮した係数をかけて算定する。

$$\text{本来家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

- ① 立 地 係 数 = 前橋市は0.95。国が地価等を勘案し法令で定めている数値。
- ② 規 模 係 数 = 住宅の住戸専用床面積を65㎡で除した数値。
- ③ 経 過 年 数 係 数 = 竣工年度を1.0とし1年経過するごとに、0.0039ずつ減率させていった数値。
- ④ 利 便 性 係 数 = 住宅の地域性、その他を考慮して、各市町村が団地ごとに決定する数値。

(3) 収入超過者の家賃

＜入居後3年以上で、かつ、基準月収額158,001円以上の方（収入超過者）の家賃算定方法＞

本来家賃の算定式で算定した家賃に、基準月収額・収入超過年数に対応する割増率に応じた金額を加算する。

この場合、近傍同種家賃（近隣の民間賃貸住宅と同等の家賃）の額を上限とする。

$$\text{収入超過者の家賃} = \text{本来家賃} + (\text{近傍同種家賃} - \text{本来家賃}) \times \text{割増率}$$

＜基準月収額に対応する家賃算定基礎額及び割増率＞

基準月収額	家賃算定 基礎額	収入超 過年数	割増率	基準月収額	家賃算定 基礎額	収入超 過年数	割増率
0円～104,000円	34,400円	—	—	186,001円～214,000円	67,500円	1	1/4
104,001円～123,000円	39,700円	—	2			2/4	
123,001円～139,000円	45,400円	—	3			3/4	
139,001円～158,000円	51,200円	—	4			1	
158,001円～186,000円	58,500円	1	1/5	214,001円～259,000円	79,000円	1	1/2
		2	2/5			2	1
		3	3/5	259,001円～	91,100円	1	1
		4	4/5				
		5	1				

(4) 団地別市営住宅管理戸数

(令5.4.1現在)

団地名	位置	管理戸数	団地名	位置	管理戸数
岩神第1～3・5・6団地	岩神町三・四丁目	271	朝倉町第1～3団地	朝倉町二・三丁目	278
昭和第1～3団地	昭和町一～三丁目	129	南橋町第1～5・8～9団地	南橋町	720
国領第1～3団地	国領町一・二丁目	136	広瀬第1・3～21団地	広瀬町一～三丁目	1,535
若宮第1・3団地	若宮町二・四丁目	25	芳賀第1～5・7団地	高花台二丁目	458
若宮町再開発住宅団地	若宮町三丁目	22	朝日町・朝日第2団地	朝日町四・二丁目	112
城東第1～4団地	城東町五丁目	188	関根団地	関根町	60
文京第1団地	文京町四丁目	35	後閑団地	後閑町	40
天川大島第1団地	天川大島町	15	西片貝第2・3団地	西片貝町二丁目	57
南第1団地	南町三丁目	30	西片貝町改良住宅団地	西片貝町四丁目	40
前橋駅南口改良住宅	南町三丁目	30	清里前原団地	青梨子町	160
〃第2団地	南町三丁目	30	上泉団地	上泉町	108
六供団地	六供町	12	荒牧団地	荒牧町	40
天川団地	天川町	108	古市第1・2団地	古市町	49
日吉・日吉第2団地	日吉町三・四丁目	88	古市町改良住宅団地	古市町	35
日吉町改良住宅団地	日吉町一丁目	70	朝倉母子住宅	朝倉町二丁目	8
江木第1～3団地	亀泉町	252	住吉第1団地	住吉町一丁目	50
元総社町第1・2団地	元総社町	189	合計		5,380

(5) 主な団地の敷地総面積（総面積1ha以上）

団地名	総面積 (ha)	団地名	総面積 (ha)
広瀬団地	12.6	岩神団地	1.6
南橋町団地	6.1	清里前原団地	1.6
芳賀団地	3.2	城東団地	1.5
江木団地	3.0	昭和団地	1.3
朝倉町団地	2.6	上泉団地	1.1
元総社町団地	1.4		

4 空 き 家

(1) 空家等対策計画

ア 概要

平成27年12月24日に空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第6条第1項の規定に基づき、本市の区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国が定めた基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画を定めた。

イ 計画の内容

① 空家等対策に係る基本的な方針

A 基本理念

a 快適な住環境の保全

適切な管理がなされていない空家等は、樹木・雑草等の繁茂による生活環境の悪化だけでなく、地域の活力も失われることにつながることから、空家等の適切な管理を促進するとともに、空家等の発生そのものを抑制することに重点を置き、快適な住環境の保全を目指す。

b 安全で安心なまちづくりの推進

適切な管理がなされていない空家等は、火災等の防災上の問題や、犯罪の温床となる恐れなど、防犯上の問題も懸念されることから、空家等の情報について、地域住民や関係機関との連携を図りながら、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

c 空家等を活用した定住の促進

空家等は、活用次第では大きな資産となる可能性を秘めていることから、空家等の活用を本市への定住促進につなげるといった視点からも空家等の問題に取り組む。

B 基本的事項

<対象とする空家等の種類>

計画で対象とする空家等の種類は、主に住宅を対象とする。

<計画期間>

計画の期間は、5年間とする。なお、本計画は継続して適正な進行管理を行うとともに、各種施策の実施による効果や社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを図るものとし、関係法令の改正を見極めながら、5年間延長する。（平成27年度から令和6年度まで）

C 空家等の実態調査に関する計画

空家等データベース作成のため、本市全域を原則として、平成28年度から2か年度で空家等の実態調査を実施し、以降、重点地区等については、空家数の推移を把握するため、数年毎に調査を行う。

D 所有者等による空家等の適切な管理の促進

空家等は、所有者等の財産であることから、所有者等において適正な管理をする義務がある。ただし、所有者等が死亡又は不明な場合については、法及び条例に基づき、市において調査を尽くして、相続人等、空家等の適正管理を行う義務者を特定し、的確な指導・助言を行うなど、空家等の適正管理を促す。

E 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進

空家等及び除却した空家等に係る跡地は、所有者等の財産であることはもちろん、地域においても活性化につながる有効な資産であり、所有者等に対し、有効活用や市場流通を促すことにより、地域社会の活性化及び都市機能の向上にもつながる。このため、市において、空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用につながる施策を実施することとする。

② 空家等対策の基本的施策

A 空家利活用センターの設置

<設置の経緯>

平成27年4月1日に本市の空家等対策をより市民等に分かりやすく、また空家等対策に関する総合的

な施策を展開するため、建設部建築住宅課に「空家利活用センター」を設置した。(平成30年度に都市計画部へ移管)

<機能>

空家利活用センターは、市民等からの空家等に関する相談への対応を始め、空家等に関するあらゆる問題の総合的な窓口として機能している。

B 空家等利活用ネットワーク

<概要>

平成27年7月27日に開始した制度で、空き家の所有者等や市民等に対し、市が窓口となって登録事業者に情報を提供し、あるいは登録事業者から情報の提供を受けることにより、空き家の市場への流通や、空き家の利活用を促進することを目的としている。

C 空き家バンク制度

<概要>

令和3年12月1日に開始した制度で、空家の「売却」または「賃貸」を希望する所有者から、申し込みを受けた情報をホームページで公開し、空家の利用を希望する方に情報を提供している。

(2) 空家等対策協議会

ア 概要

前橋市空家等対策計画の策定のため、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき組織した。

イ 協議会の委員構成（18人）

関係分野	推薦団体等
行政	市長
市議会議員	市議会建設水道常任委員長
警察関係	前橋警察署長
警察関係	前橋東警察署長
消防関係	前橋市消防局長
弁護士	群馬弁護士会
司法書士	群馬司法書士会
土地家屋調査士	群馬土地家屋調査士会
宅地建物取引業者	群馬県宅地建物取引業協会前橋支部
宅地建物取引業者	全日本不動産協会群馬県本部
建築士	群馬建築士会
自治会	前橋市自治会連合会
金融・経済	群馬銀行
市民	公募
市民	公募
不動産鑑定士	群馬県不動産鑑定士協会
行政書士	群馬県行政書士会前橋支部
法務局	前橋地方法務局

(3) 空家等対策に係る関係団体との連携

ア 不動産関係団体

「前橋市における空家等の利活用の促進に関する協定」の締結

- ① 一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会 平成27年5月12日
- ② 公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部 平成27年5月13日

イ 警察関係

「空家等対策の推進による安全で安心なまちづくりに関する覚書」の締結

- ① 前橋警察署・前橋東警察署 平成28年1月6日

ウ 専門家関係団体

「前橋市における空家等対策の推進に関する協定」の締結

- ① 一般社団法人群馬建築士会 平成29年12月18日
 ② 群馬県行政書士会前橋支部 平成29年12月18日
 ③ 群馬司法書士会 平成29年12月18日
 ④ 群馬土地家屋調査士会 平成29年12月18日
 ⑤ 群馬弁護士会 平成29年12月18日
 ⑥ 公益社団法人群馬県不動産鑑定士協会 平成29年12月18日

(4) 空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例

ア 経過

平成25年7月1日	「前橋市空き家等の適正管理に関する条例」を施行
平成27年6月26日	「前橋市空き家等の適正管理に関する条例」を全部改正し、「前橋市空家等対策の推進及び空家等の活用の促進に関する条例」として施行
平成28年12月12日	空家等対策協議会の定数を改正（15人⇒17人）
平成29年9月15日	空家等対策協議会の定数を改正（17人⇒18人）

イ 現行条例の概要

空家等対策の推進に関する特別措置法施行後の本市の空家等対策の推進と空家等の活用の促進を目的として、事業者の責務や市民の責務を定めるとともに、特定空家等以外への助言及び指導や応急措置などについて定めている。

(5) 特定空家等判定委員会

ア 概要

本市における特定空家等に対する対応をより公正かつ公平に行うため、庁内の関係部課で組織した。

イ 特定空家等判定委員会の委員構成

役職	職名
委員長	都市計画部長
副委員長	建築住宅課長
委員	防災危機管理課長
委員	資産税課長
委員	市民協働課長
委員	ごみ政策課長
委員	都市計画課長
委員	建築指導課長
委員	道路管理課長
委員	消防局予防課長

5 公園緑地

(1) 緑の基本計画の推進

平成10年8月に、「前橋市緑の基本計画」を策定し、緑化計画の推進目標と緑化推進の施策・方針を定めたが、周辺市町村との合併や中核市へ移行したことなどを踏まえ、平成26年3月に一部改訂した。

その後、平成29年6月に都市緑地法、都市公園法の一部改正が行われ、緑地広場の創出や都市公園の再生・活性化に係る状況は変化している。

こうした社会情勢の変化と、前計画期間の終了、新たに策定された第七次前橋市総合計画など上位関連計画を踏まえながら、今後の緑地の保全及び緑化の推進に関する取組みについて、長期的な視点に立った方針づくりを行うため、平成30年3月に改定した。

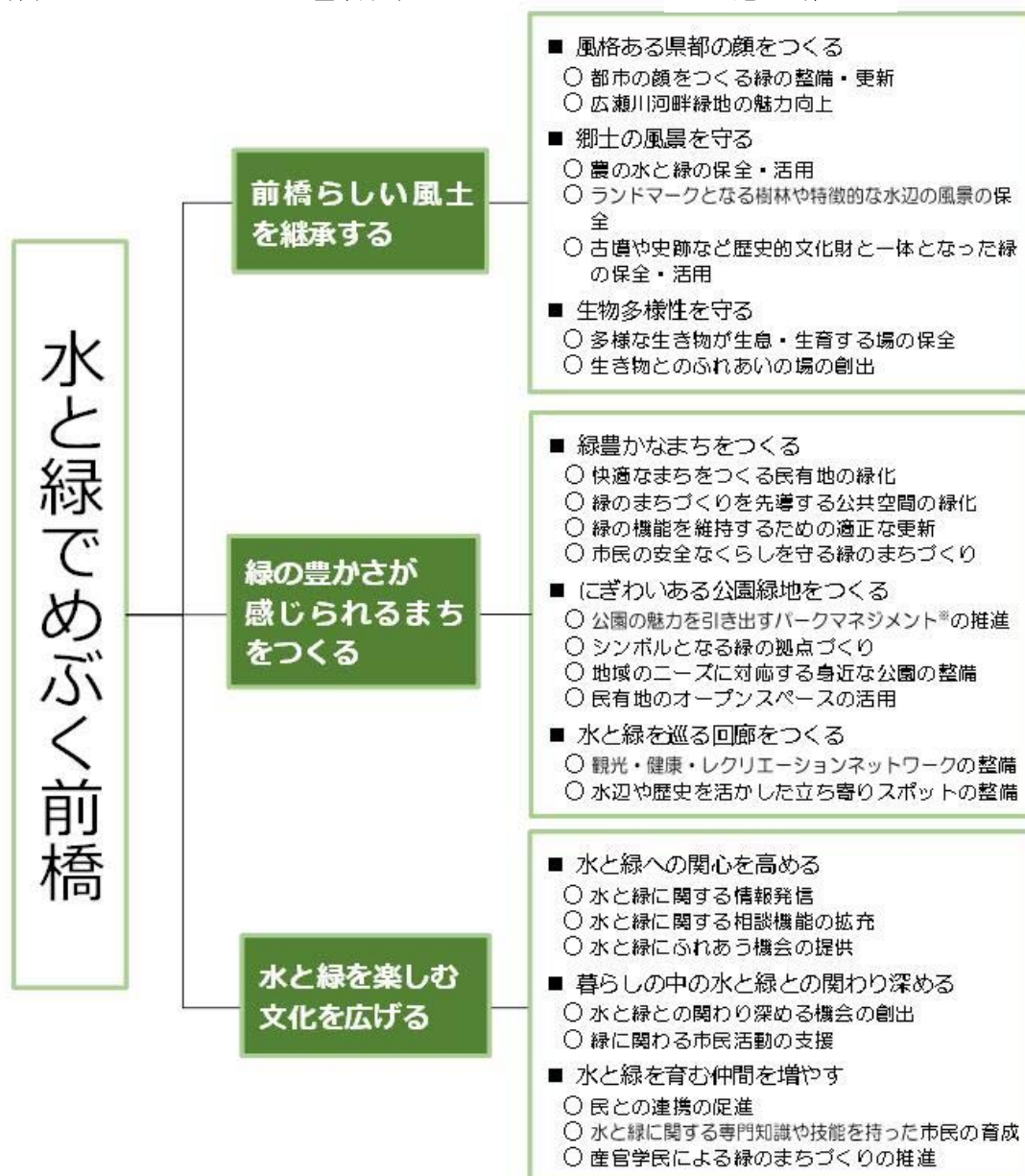
その後、中間時点における実施計画の点検・見直しと後期実施計画の策定をし、令和5年3月に一部改訂した。

<計画の基本方針> 計画テーマを「水と緑でめぶく前橋」と設定し、第七次前橋市総合計画の趣旨を踏まえて「前橋らしい風土を継承する」「緑の豊かさが感じられるまちをつくる」「水と緑を楽しむ文化を広げる」という3つの方針のもとに施策を展開する。

<計画テーマ>

<基本方針>

<施策>



(2) 施設緑地の整備状況

ア 都市公園

① 都市基幹公園

A 総合公園

《前橋公園》

前橋最初の公園で、明治38年日露戦役の記念を兼ねて建設された本公園は、市街地のほぼ中央に位置し、とうとうと流れる利根川を眼下に榛名・浅間・妙義の山並を望み、眺望は絶景である。

昭和34年、当時の皇太子殿下（現 上皇陛下）の御成婚を記念して造成された鶴舞う形の群馬県をかたどった“さちの池”を中心とした範囲を平成15年度から4ヵ年で再整備を進めた。

グリーンドーム前橋を中心施設とする13.8haは特許事業として財団法人グリーンドーム前橋（当時）が設置し、公営事業課が管理・運営を行っている。

さちの池の西側河川敷の活用による「親水・水上ステージゾーン」3.3haは、ふるさとの川モデル事業として群馬県の河川事業と一体となり整備を行った。

芝生広場の再整備とみどりの散策エリア（旧競輪場跡地）の整備を平成18年度より進め、平成20年3月から6月まで開催された「第25回全国都市緑化ぐんまフェア」の総合会場となった。

規 模	[計画面積] 64.4ha、[開設面積] 18.5ha
主要施設	中央児童遊園 0.84ha、イベントスポーツゾーン 13.8ha、親水・水上ステージゾーン 3.3ha、さちの池散策エリア 2.9ha、芝生広場 1.5ha、みどりの散策エリア 4.8ha

＜中央児童遊園概要＞

平成16年4月1日より、運營業務委託を開始し、市民公募による「前橋るなばあく」の愛称でリニューアルオープンした。平成18年度から指定管理者制度を導入し、令和2年度からMade in MAEBASHI コンソーシアム共同企業体により運営されている。

規 模 等	[敷地面積] 0.84ha、[建物延べ面積] 管理事務所（軽量鉄骨造2階建）外8棟 309.71㎡
開 設	昭和29年11月
休 園 日	火曜日
入 園 料	無料

＜遊器具使用料＞

区 分		使用料	
		普通利用券	回数利用券
大 型 遊 器 具	飛行塔、メリーゴーランド、豆自動車、豆汽車、ウェーブスターライド、くるくるサーキット、ミニヘリコプター、くじらの波のり	1人1回につき 50円	1人11回につき 500円
小型児童 遊 器 具	木馬他、各種幼児用遊器具	1人1回につき 10円	

《大室公園》

赤城南麓の中央にある城南地区は、雄大な赤城山の眺めがすばらしい自然に恵まれた場所である。また、群馬県内でも遺跡の多い地区であり、国指定の前二子古墳・中二子古墳・後二子古墳・小二子古墳など史跡もたくさん残されている。

この恵まれた豊かな自然を生かし、自然とのふれあい、余暇時間の増大と多様化する屋外レクリエーション需要に対応する市民の憩いの場の提供と本市の歴史的遺産である史跡の保存活用により、歴史公園の機能も兼ねた総合公園として整備をした。

平成18年には「日本の歴史公園100選」に選定された。

公園面積	36.9ha
主要施設	風のわたる丘、湿生園、親水広場、時の広場、岩室、民家園、梅の庭、お祭り広場、北口駐車場、花の丘、みんなのはらっぱ、じゃぶじゃぶ池、管理事務所、南口駐車場、水栈敷広場、子供の遊び場
事業期間	昭和60年度～平成17年度
事業費	約50億円（用地費：27億円、施設費：23億円）

《荻窪公園》

前橋中心市街地から北東に約7km、赤城山南面の裾野に位置し、「環境改善と地域のニーズにあった公園づくり」を基本理念とし、「自然とのふれあい」「健康づくり」「コミュニティづくり」を目指して、現況の環境資源を生かし、地形・植生・豊富な水施設を有効に利用し、市民の健康とやすらぎが得られる憩いの場の整備を平成14年度から進めている。また、平成22年8月に道の駅の認定を受け、「赤城の恵」と名付け、滞在拠点として、また情報発信拠点として、施設の充実を図っている。

規模	[計画面積] 29.9ha、[開設面積] 15.5ha
主要施設	温水利用健康づくり施設（あいのやまの湯）、売店（農畜産物）、池・流れ、駐車場、アジサイの丘、どんぐりの林、展望休憩所、芝生広場、子供の遊び場、情報発信施設（赤城の恵）

＜あいのやまの湯概要＞

コンセプト	子供から高齢者まで、日常生活を離れて、ゆったり、ぬくもり、くつろげるよう、幅広い市民が活用できる施設
規模等	[延べ面積] 4,632.83㎡、RC造平屋建
主要施設	バーデプール、浴室、風呂付個室、広間、レストラン、多目的研修室、キッズルーム、売店、パークレストランラウンジ、中庭
温泉の泉質	・泉温 48.0℃（令和2年4月計測） ・ナトリウム、カルシウム一塩化物温泉（弱アルカリ性等張性高温泉）

B 運動公園

《利根川敷島緑地》 公園面積 15.6ha

《利根川大渡緑地》 公園面積 11.3ha

《前橋総合運動公園》

前橋総合運動公園は、屋外スポーツの普及とレクリエーション需要に供するとともに市民が日常スポーツを通じて体力の維持増進を図るための健康運動公園として計画された。昭和55年に計画され（面積：25.8ha）、市民の競技スポーツや生涯スポーツ、健康増進や憩いの場として活用されている。平成26年より、「魅力あるスポーツ環境の充実」に対応するため、駐車場、第二野球場、多目的グラウンド等の施設を現区域の東側に拡張して整備を行っている。

規模等	[計画面積] 40.4ha、[開設面積] 25.8ha
主要施設	テニスコート、野球場、陸上競技・サッカー場、コミュニティプール、健康運動指導室、トリムコース、軽スポーツ広場、中央広場、自由広場、芝生広場、駐車場、つり池

＜主要施設の概要＞

テニスコート	全16面（Aコート6面、Bコート4面、Cコート6面） B・Cコート10面にナイター照明 14基（5月～10月）
市民球場	グラウンド（左右両翼100m、中堅122m）、観客収用人員（4,844人） メインスタンド（2,050人（うち車椅子専用10席））、内野スタンド（1,826人）、 外野芝スタンド（968人）、ナイター照明
陸上競技・サッカー場	400mトラック、サッカーコート1面
コミュニティプール	25mプール（25m×15m）7コース、幼児プール（15m×5m）、健康運動指導室

《敷島公園》

利根川と広瀬川にはさまれた広大な平地に約2,700本の松が茂っている。これだけの松林があるのは全国でも珍しい。松林には詩人萩原朔太郎の詩碑や生糸の都前橋をしのばせる蚕糸記念館があり、訪れる文化人も多い。屋外のレクリエーションの場である。本公園は総合運動公園で、大正11年10月に開設された。

公園面積	37.6ha	
主要施設	県有施設 (17.8ha)	陸上競技場 31,000㎡、補助競技場 17,000㎡、野球場 25,000㎡、テニスコート 5,000㎡、球戯場（バレーボール、テニス兼用）7,000㎡、水泳場 7,000㎡、サッカー場 19,000㎡
	市有施設 (19.8ha)	ばら園 45,000㎡、ポート池 10,000㎡、松林と芝生広場 80,000㎡、遊水路 300㎡、魚釣場 10,000㎡、なかよし広場 1,000㎡、ばら園北駐車場 10,000㎡

〈ばら園概要〉

昭和37年度から敷島公園に隣接する45,000㎡の用地に家庭的なレクリエーションの場として10年の歳月をかけて「ばら園」を造成し、昭和46年5月に開園した。200種のバラ2,000本、40種の菖蒲300株、その他梅、つつじ、藤、牡丹等の花木を中心とする4,000本の喬木と灌木と大噴水池、野鳥園が整備された。

「第25回全国都市緑化ぐんまフェア」の総合会場として平成18年から再整備を行った。市民ニーズや周辺状況に応じた再整備に努め、老朽化した施設の改修や、誰もが利用しやすい園路や休憩施設を導入し、人気のあるバラ花壇の拡大、ばら園の回遊性を高めるなどの印象的な景観を創出している。バラの本数を約600種7,000本に増やし、松と芝生とバラの織りなす魅力的なばら園に改修し、第25回全国都市緑化ぐんまフェア開催にあわせ、平成20年3月リニューアルオープンした。平成26年度北駐車場10,000㎡の舗装整備を行った。

〈公園面積〉 5.5ha

《大胡総合運動公園》

公園面積	9.4ha
主要施設	野球場、陸上競技・人工芝サッカー場、テニスコート、弓道場、自由広場、野鳥の森、駐車場
事業期間	平成8～9年度
事業費	約20億円

〈主要施設の概要〉

市民球場	グラウンド（左右両翼 91m、中堅 110m）、ナイター照明
陸上競技・サッカー場	400mトラック、サッカーコート1面、ナイター照明
テニスコート	全4面
弓道場	6人立ち

② 住区基幹公園

A 地区公園

名称	公園面積	名称	公園面積
南町公園	3.8ha	荻窪南公園	4.4ha
利根川田口緑地	7.6ha	利根川総社緑地	2.2ha
大利根緑地	2.5ha	石関公園	3.2ha
足軽茂木公園	5.1ha	みやぎ千本桜の森公園	6.1ha

B 近隣公園 市内 30か所（公園面積 43.41ha）

C 街区公園 市内321か所（公園面積 63.09ha）

③ 特殊公園

A 歴史公園 王山公園（公園面積 0.25ha） 横室古墳公園（公園面積 0.25ha）

B 墓園 嶺公園（計画面積 77.9ha）

《嶺公園》

嶺公園は、前橋中心市街地から北へ約10kmに位置し、赤城山麓南面の景勝地にあり、公園緑地計画の一環（墓地、公園緑地を合わせ持つ墓地公園）として昭和52年より整備を行っている。東西約1.1km、南北約1.2km、標高300m～380mの緩傾斜地であり、公園内には松、杉、その他雑木林、沼などの自然条件に恵まれた好条件を生かし、市民が潤いと安らぎを得られる憩いの場、野外レクリエーション需要に対応した墓地公園として整備を進めている。

規模等	[計画面積] 77.9ha（公園地62.8ha、墓域15.1ha）、[開設面積] 55.3ha
主要施設	管理棟（鉄筋コンクリート造 334㎡）、水の広場、憩いの森、湿生花園、冒険の森、多目的広場、大堤沼、駐車場
事業年度	昭和51年度～
墓地使用区画数	9,926区画（令5.4.1現在） ※ 土地区画整理事業移転墓地含む

＜墓地の種類＞

普通墓地

A型		B型		C型		芝生	小区画（19号地）
洋式	和式	洋式	和式	洋式	和式	定型	洋式
2.0m×2.5m (5.0㎡)		2.5m×3.0m (7.5㎡)		3.0m×4.0m (12.0㎡)		1.5m×3.0m (4.5㎡)	1.5m×1.54m (2.3㎡)

樹林墓地

A型	個別埋蔵 (1～2人用)	B型	個別埋蔵 (3人用)	C型	合同埋蔵
----	-----------------	----	---------------	----	------

《その他の市営霊園》

亀泉霊園	敷地面積	46,784㎡
	建設年月	昭和17年2月（昭和30年9月、33年12月、34年2月、48年3月拡張） 昭和42年度から、従来の区画墓地のほかに規格を統一した墓碑付墓地及び芝生墓地を造成した。
	使用区画数	2,841区画（令5.4.1現在）
丸山霊園	敷地面積	10,178㎡
	建設年月	昭和48年12月8日
	使用区画数	360区画（令5.4.1現在）

④ 緑道

A 広瀬川河畔緑地（広瀬川詩の道）

この緑道は、市街地の中央を流れる広瀬川河畔の左右両岸を呼称するもので、戦災都市復興事業により緑道として昭和22年に誕生した。

“水と緑と詩のまち”にふさわしい緑道として、昭和50年度から整備を進め、昭和52年度までに柳橋から久留万橋間の1.3ha（延長1,200m）をオープンし、さらに昭和57年度に城東町ポケット広場を整備した。平成5年には、郷土の詩人、萩原朔太郎を記念した前橋文学館の開館にあわせ、朔太郎橋の整備と周辺施設の改修を行った。

規模等	[計画面積] 3.0ha（石川橋からこども公園まで）、[開設面積] 1.3ha
主要施設	展望橋、観賞池、休憩所、モニュメント（動く彫刻、水車等）、小川、歩行者専用道、花壇、グリーンベルト、ポケット広場、ガス灯、朔太郎橋
事業年度	昭和50年度～平成5年度

B 広瀬川河畔緑地再整備事業

厩橋から久留万橋までの延長約750mを、車椅子や歩行者が安心して通行できるよう、バリアフリーを基本とした歩道の改修や、老朽化した広瀬川沿いのフェンスの交換、ガーデンライトの増設、花木の植栽などの再整備を実施した。現在、前橋市アーバンデザイン計画に基づき再整備が進められている。

また、平成29年度において、芸術家岡本太郎氏の幻の作品である「太陽の鐘」を企業より寄贈を受け、諏訪橋下流右岸に官民が連携し設置を行った。

<事業年度> 平成19年度～平成29年度

C 馬場川遊歩道公園

市の繁華街の中心部を流れる馬場川は幅2.5mの水路で、水と緑のシンボルゾーン計画として、昭和50年度から51年度にわたり整備した。延長400mを車道、グリーンベルト、歩道（園路）、水流の四つの流れに分け、水景と調和した潤いのある緑の環境をつくり、市民の散策の場として親しまれている。

平成16年度に、緑の基本計画に基づく都市緑化推進事業の一環として再整備を行った。地元との協議を重ね、中央通りから千代田通りまでの約200mを鉄平石から通行しやすいアスファルト舗装へと変更し、便所も新しいものに設置替えをした。なお、現在、アーバンデザインプロジェクトとして、官民連携で再整備が進められている。

公園面積	0.2ha（延長371m）
主要施設	園路、植樹帯、花壇、便所
事業年度	昭和50年度～昭和51年度
再整備年度	平成16年度

⑤ 都市緑地

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地である。下記公開緑地も都市緑地に含む。

市内55箇所（公園面積13.45ha）

《公開緑地》

都市計画区域内において遊休となっている私的空間地について、土地所有者と市が土地使用契約を結び、整備後は都市公園として設置するもの（公開緑地整備事業）

⑥ 開設状況

（令5.4.1現在）

公園種別	計画決定		計画決定外		計		
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
住区基幹	街区	135	39.44	187	23.84	322	63.28
	近隣	24	36.70	6	6.71	30	43.41
	地区	5	19.30	3	15.60	8	34.90
	小計	164	95.44	196	46.15	360	141.59
都市基幹	総合	3	70.10	1	15.40	4	85.50
	運動	4	90.30	1	9.40	5	99.70
	小計	7	160.40	2	24.80	9	185.20
特殊	風致						
	動植物						
	歴史	1	0.25	1	0.25	2	0.50
	墓園	1	55.30			1	55.30
	小計	2	55.55	1	0.25	3	55.80
緑道	1	1.30	1	0.20	2	1.50	
都市緑地		13	4.82	20	3.98	33	8.80
	公開緑地			22	4.58	22	4.58
公園緑地計		187	317.51	242	79.96	429	397.47

⑦ 公園愛護会

公園の適切な管理運営及び周辺住民に親しまれる公園を目指し、各地に公園愛護会が設立されている。
各公園愛護会は、清掃、除草等幅広い愛護活動を行っている。

<団体数> 386団体（令5.4.1現在）

イ 公共施設緑地

- ① サイクリングロード
- ② 方面運動場、浄水場
- ③ 学校グラウンド
- ④ 河畔道路
- ⑤ 緑道
- ⑥ ため池を含めた農村公園

ウ 民間施設緑地

民有の公園緑地に準じる施設（テニスコート、ゴルフ練習場、社寺境内地、霊園等）

(3) 地域制緑地の指定状況

ア 法によるもの

風致地区、農振農用地区域、河川区域、保安林等

イ 協定、条例によるもの

《緑化協定締結状況調書》

（令5.4.1現在）

協 定 名	事 業 主 体	許可年月日	内 容		
			面積 (ha)	戸数 (戸)	要件 (条)
下川渚住宅団地緑化協定	群馬県企業局	昭54.12.26	26.0	616	20
下川第二住宅団地緑化協定	群馬県企業局	昭57.9.17	4.0	111	20
下大島住宅団地緑化協定	群馬県住宅供給公社	昭58.7.27	10.0	269	20
下大島第二団地緑化協定	群馬県住宅供給公社	昭63.9.26	1.9	62	20
芳賀北部団地建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	昭58.11.30	15.4	537	14
芳賀東部住宅団地建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	昭61.1.30	7.5	156	14
城南住宅団地建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	昭62.2.2	13.2	510	14
前橋萱野住宅団地建築並びに緑化協定	群馬県企業局	昭62.8.26	9.4	263	14
清里前原住宅団地建築並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	平2.8.1	1.1	44	14
清里前原住宅団地（第2地区）建築 並びに緑化協定	前橋工業団地造成組合	平7.12.13	0.2	6	14
細井住宅地区建築協定	民間	昭56.6.11	3.2	95	14
上毛開発天川台第18次分譲地建築協定	民間	昭56.6.11	3.5	125	14
上細井住宅団地建築協定	群馬県住宅供給公社	昭62.2.2	4.1	115	20

(4) その他の緑化推進事業**ア 水と緑の月間事業**

緑化苗木配布会、緑と花の講習会の開催等

イ 樹木等の保全

都市の美観、風致を維持するために保存する必要があると認められる樹木や樹林を保存樹木または保存樹林として指定する。

＜援助措置＞	① 保存樹木	1本又は1株につき年額	3,000円
	② 保存樹林	100㎡につき年額	1,000円
		(生垣の片側1㎡につき年額	70円)

＜保存樹木等の指定状況＞

① 独立樹木	72本	
② はん登性樹木	3本	
③ 樹林	10か所	17,089㎡
④ 生垣	36か所	7,424㎡

ウ 生垣づくり奨励金交付事業

＜奨励金の額＞

生垣施工費（樹木購入費・樹木植え手間・支柱設置）に相当する額の3分の2を奨励金として交付し、8万円を限度とする。既存の囲障に替えて生垣をつくる場合は、6万円を限度に加算される。

＜適用区域＞

都市計画区域内の幅員4メートル以上の公道に面した部分。ただし、土地区画整理事業施行中の区域で仮換地未指定地については除く。

＜生垣の基準＞

- ① 植栽する樹木の高さは、おおむね0.6m以上とする。
- ② 生垣の延長は、2m以上とする。
- ③ 樹木の植栽本数は、1m内に3本以上とする。

＜生垣づくり奨励金交付状況＞（令4.4.1現在）

- ① 交付件数 1,107件、延長16,893.57m
- ② 主な植栽樹 ベニカナメモチ、ドウダンツツジ、マサキ、ヤマボウシ、キンメツゲ

エ 花のあるまちづくり協定団体助成事業

豊かで美しいまちを目指して、地域等において花壇づくりへ取り組んでいる団体等に対して奨励事業を進め、美しい景観づくりと、花のあるまちづくりのより一層の推進を図る。

協定の期間は5年以上で助成期間は5年間。

＜助成金の額＞

- ① 新たに花壇を設置した場合 1か所当たり限度額5万円（1回限り）
- ② 維持管理費 1か所当たり年額3万円を限度（5年間）

＜花のあるまちづくり助成協定団体＞

（令5.4.1現在）

団体名	団体数	延長、面積
花のライン協定団体	34	約13,583m
花の道協定団体	6	約1,181m
まちかど花壇協定団体	25	約2,703.05㎡
ふれあい花壇協定団体	87	約7,724.34㎡

(5) 水と緑のまちをつくる審議会**ア 審議会の構成**

- ① 学識経験のある者
- ② 各種団体から推薦された者
- ③ 関係行政機関の職員
- ④ 市長が特に必要と認める者

イ 審議事項

- ① 都市緑化に関する基本構想
- ② 都市緑化の推進に関する実施計画
- ③ 緑化街区の指定に関する事
- ④ その他緑化計画、緑化推進必要事項

